

AR技術を活用した「キキタビ」観光ガイドシステム構築等事業業務委託仕様書

1 委託業務名

AR技術を活用した「キキタビ」観光ガイドシステム構築等事業

2 委託業務の目的

古事記の「記」、日本書紀の「紀」を合わせて「記紀（キキ）」と呼ぶことから、本県では古事記、日本書紀の物語とともに、神社や神話ゆかりの地を巡るテーマ旅を「キキタビ」と称し、神話を切り口とした観光誘客に取り組んでいる。

本事業では、県内の神社やパワースポットなど神話にゆかりがあるスポットにおいてAR（拡張現実）技術を活用し、観光客に新たな価値を提供するための観光ガイドシステムを構築・運用等することで、本県の認知度向上や観光誘客増加につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約の締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の範囲

(1) 観光ガイドシステムの構築・運用

- ・ 県内の神社や神話ゆかりのある観光スポットに、画像や音声等を重ね合わせるなど、AR技術を活用した観光ガイドシステムを構築すること。
- ・ 観光ガイドシステムは、スマートフォンやタブレット端末等のGPS機能の位置情報と連動させ、観光スポットで一定の操作をすることで起動するものとする。
- ・ 観光ガイドシステムは、Android及びiOSのスマートフォンやタブレット端末対応とすること。なお、アプリ型、ブラウザ型は問わない。
- ・ システム障害のリスク対策やセキュリティ対策を行うこと。なお、運用に係るサーバーは受託者が提供、管理するものとする。
- ・ 観光ガイドシステムは、利用者の年齢や性別、居住地などの属性情報を取得できるものとする。
- ・ 観光ガイドシステムの効果的な運用が図られるよう利用者等からの問い合わせ対応やメンテナンスなど、十分なサポート体制を整備すること。
- ・ システム等に障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。その際の必要な費用等は受託者の負担とすること。
- ・ 導入する観光ガイドシステムの利用方法については、マニュアル等を整備し、県および関係各所に説明すること。

(2) コンテンツの企画・制作

- ・ (1) で構築する観光ガイドシステム上で神社や神話にゆかりのあるスポットの魅力

を紹介するだけでなく、それらのスポットを楽しみながら周遊できるようなARコンテンツを企画・制作すること。

- ・ 観光ガイドシステムに取り上げる神社や神話にゆかりのあるスポット（20～30箇所程度）は、県で選定し、別途、受託者に共有するものとする。なお、企画提案時においては、既存のキキタビHP等を参照のうえ、提案者側でスポットを選定し提案するものとする。
- ・ AR技術を活用し、BGMの付与や音声ガイド部分に宮崎と親和性のある声優をキャスティングするなど、効果的な演出となるよう工夫すること。
- ・ スポット1箇所あたりの説明内容は、200文字～300文字程度（30秒～1分程度）とすること。
- ・ 当事業で開発したコンテンツについて、委託期間終了後の継続利用の可否について整理すること。

〔参考：キキタビHP〕 <https://kikitabi.jp/>

（3）観光プロモーション

構築した観光ガイドシステムを広く認知させるとともに、当該システムを活用し、観光客の県内周遊を促進するプロモーションを展開すること。

プロモーションは、「キキタビ」との親和性が高く、「キキタビ」のイメージに即した手法・内容とすること。

5 業務委託に関する経費の管理等

（1）委託料に含む経費について

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

（2）受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により制作された成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作権者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上で処理することとする。

7 成果品の提出

- (1) 業務報告書（紙）
- (2) 作成した観光ガイドコンテンツのデータ等（電子データ一式）
- (3) その他、業務を実施する上で作成した資料等

- ・ 成果品は、県が指定する場所へ納品すること。
- ・ データ形式については、別途協議のうえ決定する。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、新型コロナウイルス等の状況により、変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること

とする。

- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。